

令和2年2月12日

灯油配送契約のお客様 各位

札幌市中央区北9条西18丁目2  
富士ホームエナジー株式会社

## 灯油盗難に関する注意喚起及び灯油盗難見舞金制度についてのご案内

拝啓 立春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、昨今灯油の盗難が相次いでいるとの報道を耳にすることが多くなっております。手法につきましてもローリーで給油中と思わせて抜き取る大胆な事例もございますので、お客様におかれましては十分にご注意いただければと存じます。

また、盗難に遭われた場合に備えて、弊社では『定期配送先灯油盗難見舞金互助制度』を下記の通り付保いたしておりますので万が一の際は弊社までご連絡いただければと存じます。

今後とも、安定供給と更なるサービスの向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

### 記

#### (1) 補償の対象について

弊社の灯油を定期配送登録されて、給油を継続利用されているお客様の1,000ℓ・490ℓ・200ℓタンクの盗難に遭った灯油が対象となります。

(弊社以外からの灯油を給油された場合は補償の対象となりません。)

#### (2) 補償期間

2019年10月1日(午前0時)～2020年9月30日(午後12時)まで継続して定期配送登録されて、給油を継続利用される場合は自動更新となります。

#### (3) 補償が適用される場合

灯油が盗難に遭った日から60日以内に警察署に被害届を出して盗難と認められた場合。

#### (4) 補償が適用されない場合

- ①弊社から給油している灯油と併用して他社から給油されている灯油
- ②ホームタンク本体や配管等の損傷により漏れた灯油による損害
- ③警察に盗難被害届が受理されていない損害
- ④盗難発生後60日以内に知ることができなかった盗難による損害
- ⑤盗難のために生じた火災または爆発による損害
- ⑥油漏れの調査費用
- ⑦共同住宅等に設置された共有タンクの灯油

(5) 盗難に遭われた場合

①盗難発生後60日以内に警察署に必ず被害届を出していただき、警察への被害届の受理番号を控えてください。

②弊社へは、速やかに被害届受理番号・警察署名・警察官名・警察署の電話番号をご連絡ください。

(6) お支払いする補償金額（支払限度額）

①1,000ℓホームタンクの場合・・・70,000円

②490ℓホームタンクの場合・・・・・・35,000円

③200ℓハーフタンクの場合・・・・・・14,000円

※灯油価格については変動を考慮し、札幌市消費者センターが開示する石油製品小売価格推移表の前年度の1年分（4月～3月）の平均価格の数値を利用します。

以上